

議 事 日 程

平成 3 0 年 3 月 2 9 日
午後 1 時 3 0 分 開 会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 3 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第11号議案 島原市児童生徒就学援助規則

第12号議案 島原市児童生徒就学援助取扱要綱

第13号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

第14号議案 島原市奨学生審議委員会委員の解職について

第15号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第16号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の解職について

第17号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について

第18号議案 三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

第19号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第20号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について

第21号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

第22号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

第23号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則

(追加提出)

第24号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 4 月行事予定について

② 3 月市議会定例会一般質問報告

③ 平成 3 0 年度年間事業計画

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

○市議会一般質問答弁要旨

平成 3 0 年 3 月 2 9 日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

〔3月〕

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	3月定例市議会開会	10:00	有明庁舎議場	教育長、次長、課長
4	日	職員採用試験2次面接	9:00	外港庁舎第2応接室	教育次長
5	月	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長、課長
6	火	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長
7	水	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長
8	木	3月定例市議会本会議（一般質問・議案 質疑・委員会付託）	10:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長
9	金	3月定例市議会 総務委員会・予算審査分科会	10:00	有明庁舎議会議室	教育長、教育次長、課長
12	月	奨学金周知高等学校訪問	10:00	市内・雲仙市	教育長、本田主査
13	火	3月定例市議会 教育厚生委員会	10:00	有明庁舎議会議室	教育長、教育次長、課長、班長
15	木	3月定例市議会 予算審査特別委員会	10:00	有明庁舎議会議室	教育長、教育次長、課長、班長
19	金	企画委員会	9:00	外港庁舎第2応接室	教育次長
19	金	広報編集委員会	13:30	外港庁舎	課長
22	木	3月定例市議会本会議閉会（全員協議 会）	10:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長、課長
23	金	一般財団法人教育文化振興事業団理事会	14:00	有明文化会館	教育次長
23	金	長崎県教育委員会表彰表彰状伝達式	16:30	有明庁舎議会議室	教育次長、課長、班長
26	月	第2回「しまばら大婚」大作戦	13:30	森岳公民館	課長
27	火	市役所新庁舎安全祈願祭	10:30	大手庁舎	教育長、教育次長
28	水	派遣職員辞令式	9:00	外港庁舎第1応接室	教育長
29	木	4月定例教育委員会	13:30	有明庁舎相談 室	教育委員、教育長、教育次長、各課 長、議案審議14件及び報告事項他
30	金	市職員辞令交付式	9:00	有明庁舎議場	教育長、教育次長他
30	金	市職員退職者辞令交付式	11:30	有明庁舎議会議室	教育長、教育次長
30	金	行政委員辞令交付式	13:30	有明庁舎議会議室	教育長
		《付記事項》			
3	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	教育委員、教育長、教育次長、課長
3	土	緑の募金	12:00	霊丘公園	教育長
3	土	有馬良知氏との懇談会	18:00	佐藤	教育長
10	土	第36回康平忌、島原半島文化賞授与式	10:00	島原文化会館	教育長、教育次長、社教課長
13	火	教育厚生委員会懇親会	18:30	ちゃんこ力士	教育長、課長、班長
14	水	中学校卒業証書授与式	9:30	各中学校	教育委員、教育長
16	金	小学校卒業証書授与式	9:30	各小学校	教育委員、教育長、教育次長、課長
25	日	才木自治会コミュニティセンター落成式	12:00	才木自治会コ ミュニティセン	教育長
26	月	緑水会	12:00	ホテル南風楼	教育長
29	木	教育委員会歓送迎会	19:00	シーサイド島 原	教育委員、教育委員会事務局
30	金	平成29年度小・中学校教職員退職者辞令交付式	11:30	有明文化会館	教育長、教育次長、各課長

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	定例市議会本会議 開会	10:00	有明庁舎議場	課長
1	木	PCA操作指導	13:30	給食事務所	城臺
1	木	ICT環境整備を検討するワーキンググループ会議	15:30	第一小	中尾
1	木	就学相談（2日・5日・19日）	16:00	第二小	酒井
2	金	ALTミーティング	15:30	森岳公民館	中村
5	月	定例市議会本会議 一般質問（～8日）	10:00	有明庁舎議場	課長
5	月	通級指導者担任会	14:30	三会小	酒井
7	水	教科書システム研修	14:30	大三東小	城臺
9	金	平成29年度島原市適応指導教室退級式	10:00	適応指導教室	中尾
9	金	定例市議会 総務委員会	10:00	有明庁舎	課長
9	金	県教委来庁	11:30	有明庁舎	古瀬、中村
11	日	学校給食会職員採用試験	9:00	有明文化会館	課長、古瀬、中尾、酒井、城臺
13	火	定例市議会 教育厚生委員会	10:00	有明庁舎	課長、古瀬、中村
14	水	市内中学校卒業証書授与式	9:30	市内各中学校	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
14	水	島原市学校給食会設立時理事会	14:00	杉谷公民館	課長、古瀬、城臺
15	木	予算審査特別委員会	10:00	有明庁舎	課長
16	金	市内小学校卒業証書授与式	9:30	市内各小学校	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
19	月	臨時校長会	15:30	有明公民館	教育長、課長、古瀬、中村
22	水	定例議会本会議	10:00	有明庁舎議場	課長
22	水	島原市非常勤職員面接	13:30	有明公民館	中村、酒井
26	月	定例記者会見	10:00	外港庁舎	古瀬
29	木	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
30	金	退職辞令交付式	11:30	有明公民館	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
		《付記事項》			
1	木	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、古瀬、中村、横田、中尾
1	木	5歳児健診（15日）	14:00	島原保健センター	酒井
3	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	課長、古瀬、中村、中尾、酒井、城臺
14	水	島原半島ジオパーク協議会	13:30	森岳公民館	酒井
19	月	島原市自立支援協議会こども部会	9:30	森岳公民館	酒井

島原市教育委員会 4月定例会報告事項

【平成30年3月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	木	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
2	金	土地対策会議(有明総合文化会館借地関係)	10:00	第二応接室	次長、課長、徳永
4	日	第68回初市顕彰俳句会	12:00	霊丘公民館	課長、柴田
5	月	公民館事務員研修会	9:30	杉谷公民館	課長、喜多、各公民館事務員
10	土	第36回島原半島文化賞授賞式・第37回康平忌	10:00	島原文化会館	市長、教育長、課長、宇土、吉田、小山
16	金	第2回少年センター運営協議会	13:30	森岳公民館	教育長、課長、喜多、吉田指導監、早稲田相談員
17	土	島原市自主文化事業「未来の音楽授業! アキラ塾」	14:00	有明総合文化会館	教育長、課長、社会教育課
19	月	企画委員会(島原城保存活用計画関係)	8:50	第二応接室	教育長、次長、課長、徳永、宇土、吉田
19	月	社会教育課非常勤職員パソコン試験・面接	13:30	有明公民館	課長、喜多、徳永
20	火	社会教育担当者会	9:30	霊丘公民館	課長、喜多、野口指導員
21	水	子ども狂言おさらい会	16:00	島原文化会館	教育長、課長、徳永、吉田
23	金	第2回島原市立公民館運営審議会	10:00	杉谷公民館	課長、喜多、野口、野口指導員
23	金	社会教育委員の会	14:00	有明公民館	課長、喜多、野口、野口指導員
26	月	島原城保存活用計画策定検討委員会	13:30	霊丘公民館	教育長、次長、課長、徳永、宇土、吉田
※ 各地区にて高齢者学級1回(担当:野口)・女性学級5回開催(担当:松本)					

【付記事項】

3	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	課長
4	日	子ども会次期ジュニアリーダー研修会	12:00	有明公民館	小山、野口指導員
11	日	有明文化協会おさらい芸能大会	13:00	有明文化会館	市長、喜多
16	金	小学校卒業式	9:25	大三東小学校	課長
25	日	オホ自治会コミュニティセンター落成式典	12:00	オホコミュニティセンター	市長、教育長
28	水	島原市社会福祉協議会評議員会	13:30	福祉センター	課長

(スポーツ課)

[illegible]

平成30年4月行事予定表

平成30年3月29日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 日				
2 月	非常勤職員採用通知書交付式 10:00 有明文化会館 ◎○△	教職員証令交付式 13:30 有明総合文化会館多目的ホール ◎○△		
3 火		島原市学校給食会第1回理事会 14:30 有明給食センター △ 新居雇用教職員服装宣誓式 11:00 有明公民館大ホール ◎○△		
4 水		島原市学校給食会第1回評議員会 14:30 有明給食センター △		
5 木		島原市非常勤職員任命状交付式 9:30 有明総合文化会館研修室 ◎○△		
6 金		小中学校始業式	社会教育担当者会 9:30 森岳公民館 △	
7 土	第43回島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山祈念公苑 ◎○△			
8 日				第43回島原市民親睦サッカー大会 8:30 平成町多目的広場 ◎△
9 月		中学校入学式 ◎○△		島原市スポーツ推進委員委嘱状交付式 19:30 森岳公民館 ◎○△
10 火		小学校入学式 ◎○△ 定例校長会 14:00 有明公民館大ホール ◎○△		
11 水			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
12 木	教育関係者歓迎会 18:30 普明座 ◎○△	市中体連理事会 14:20 第一中学校 △		
13 金		地区初任研・中堅研実施運営委員会 14:00 有明公民館 ◎ 定例教頭会 9:30 有明公民館大ホール ◎○△		
14 土				
15 日				
16 月	学校予算配当説明会 14:00 有明文化会館視聴覚室 ◎○△			
17 火		全国学力学習状況調査		
18 水		教務主任研修会 14:00 杉谷公民館		
19 木	第1回長崎県都市教育長協議会 14:00 長崎市 ◎	学校給食における食物アレルギー管理システム説明会 14:30 杉谷公民館 △		
20 金	長崎県市町村教委連合同理事会 10:30 長崎市 ◎ 県・市町教育委員会合同会議 13:00 長崎市 ◎ 県・市町教育委員会スクラムミーティング 15:50 長崎市 ◎			
21 土				
22 日				
23 月				
24 火			県・市少年補導センター連絡会議 14:00 県庁 △	
25 水				
26 木		義務教育関係指導主事研修会・教育課程担当指導主事等連絡協議会・義務教育人事担当指導主事等研修会 11:00 県勤労福祉会館 △（～27日）		
27 金		長崎県市町教育委員会学校体育・健康教育（保健・給食）担当指導主事連絡協議会 9:10 県勤労福祉会館 △		平成30年度島原市スポーツ推進委員総会 18:00 もとよし食堂 ◎△
28 土				
29 日	昭和の日	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30 月				

差 替

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

平成30年3月29日 定例会

議 案 目 次

	(頁)
第11号議案 島原市児童生徒就学援助規則・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)
第12号議案 島原市児童生徒就学援助取扱要綱・・・・・・・・・・・・	(6)
第13号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時 に代理させる規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・	(14)
第14号議案 島原市奨学生審議委員会委員の解職について・・・・・・・・	(19)
第15号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について・・・・・・・・	(22)
第16号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の解職について・	(25)
第17号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について・	(28)
第18号議案 三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について・・・・・・・・	(31)
第19号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱・・・・	(34)
第20号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について・・・・・・・・	(40)
第21号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・	(42)
第22号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・	(45)
第23号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(48)

第 11 号議案

島原市児童生徒就学援助規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒（法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒又は就学予定者を現に監護する者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第 2 条 教育委員会は、島原市内の小・中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、島原市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育的見地から特に必要と認める者に対し、就学援助を行うことができる。

(就学援助の申請)

第3条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める申請書に必要な書類を添えて、児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育委員会に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者については、前項の規定による申請を要しないものとする。

（就学援助の認定）

第4条 教育委員会は、前条の規定により申請書が提出されたときは、第2条に規定する受給の資格の有無を審査して、就学援助を受ける者を認定する。
この場合において、教育委員会は、必要に応じ校長、民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、速やかに校長を経て申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者については、当該教育扶助の保護の開始の決定をもって第1項の規定による認定を受けたものとみなす。この場合において、前項の規定による通知を省略するものとする。

（就学援助を行う費用）

第5条 就学援助は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の全部又は一部について行う。

- （1） 新入学用品費
- （2） 学用品費
- （3） 通学用品費
- （4） 校外活動費

- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 通学費
- (8) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、修学旅行費に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、島原市外の小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、新入学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費及び修学旅行費に限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者に対する就学援助は、新入学用品費に限るものとする。

(就学援助の支給)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）に前条に規定する就学援助の費用（以下「就学援助費」という。）を支給する。ただし、就学援助費のうち医療費については、直接医療機関に支給するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、教育委員会は、受給者が就学援助費の請求、受領に関する一切の事務を校長に委任したときは、当該就学援助費を校長に支給するものとする。ただし、就学援助費のうち学用品費、通学用品費、新入学用品費及び通学費の支給については、この限りでない。

(就学援助の対象期間)

第7条 就学援助の対象となる期間は、第4条の規定による認定をした日から当該年度の末日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、

この限りでない。

(申請内容の変更)

第8条 受給者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請内容に変更があったときは速やかに校長を経由して教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により就学援助の認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと教育委員会が認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、受給者及び校長に通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定により認定を取り消された者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 就学援助の承認のために必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前

においても行うことができる。

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う就学援助制度の運用について、その取り扱いを明確にするため、新たに教育委員会規則を定めようとするものである。

第 1 2 号議案

島原市児童生徒就学援助取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島原市児童生徒就学援助規則（平成 3 0 年島原市教育委員会規則第 号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- (2) 市民税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する税をいう。以下同じ。）を課税されていない者。ただし、生計を一にする世帯員のうち、市民税が課税されている者がいる場合を除く。
- (3) 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）第 4 条の規定により児童扶養手当を受給している者
- (4) 世帯の合計収入金額が教育委員会が別に定める基準額以下である者

2 規則第 2 条第 2 項に規定する教育的見地から特に必要と認める者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同条第 1 項各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成 7 年島原市教育委員

会規則第1号)第2条に規定する区域外就学(以下「区域外就学」という。)の措置を受けて、島原市外の小・中学校に通学する児童生徒の保護者

(2) その他教育委員会が特に必要と認める者

(就学援助の対象経費)

第3条 規則第5条に規定する費用の対象経費は、別表第1のとおりとする。

ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、他市町村から既に就学援助を受けている場合にあっては、教育委員会は当該費用に係る就学援助費を支給しない。

(就学援助の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書は、就学援助申請書(様式第1号)とする。

(支給の認定日)

第5条 規則第7条に規定する教育委員会がその支給を認定した日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 申請に要する期間として教育委員会が別に定める年度当初の期間(以下「当初申請期間」という。)中に就学援助の申請が完了したとき 当該年度の4月1日

(2) 当初申請期間後に就学援助の申請があったとき 就学援助の申請が完了した日の属する月の翌月の1日。ただし、毎月1日を期限とし、申請が完了した日がその月の1日の場合は、当月1日とする。

2 前項に規定する就学援助の申請が完了したときは、別に定める申請に必要な書類が全て提出されたときをいう。

(決定の通知)

第6条 規則第4条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 就学援助の認定を行ったとき 就学援助支給決定通知書(様式第2号)

(2) 就学援助の認定を行わなかったとき 就学援助審査結果通知書(様式第3号)

2 前項に規定する通知は、認定の日が前条第1号に該当する者には当該年度の4月末日まで、同条第2号に該当する者には就学援助の申請が完了した日の属する月の翌月の末日までに通知するものとする。ただし、就学予定者についてはこの限りではない。

(校長の責務)

第7条 校長は、教育委員会が毎年度別に定める島原市就学援助事務要領(以下「事務要領」という。)に従い、当該事務を執行しなければならない。

(書類の整理・保管)

第8条 校長は、就学援助支給に係る書類を整理し、当該年度の次年度から起算して5年間保管しなければならない。

(医療費に係る就学援助費)

第9条 医療費に係る就学援助費は、関係省庁からの通知及び別に定める事務要領に基づき取り扱うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度に小学校1年

生に在籍する児童及び中学校 1 年生に在籍する生徒から適用する。

(準備行為)

- 2 就学援助の承認のために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第 3 条関係)

支給費目	支給対象経費
新入学用品費	新たに入学する児童生徒が新入学にあたって通常必要とする学用品費の購入費：ランドセル・カバン・通学服・通学用靴・雨傘等
学用品費	児童生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされるもの（実験・実習材料費を含む）の購入費
通学用品費	児童生徒が通常通学に必要なものの購入費：通学用靴・雨靴・雨傘・上履・帽子等
校外活動費	児童生徒が学校行事の校外活動に参加するために要する経費のうち、交通費及び見学科
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために保護者が均一に負担する経費：交通費・宿泊費・見学科・医薬品代・旅行傷害保険料・均一に負担すべき記念写真代等
学校給食費	児童生徒が受ける学校給食で保護者が負担する経費
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合、その通学距離が片道、児童にあっては 4km、生徒にあっては 6km 以上の者について通学に利用する交通機関の旅客運賃

医療費	伝染性又は学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病に罹り、学校の指示により治療を受けた者の医療費 ア) トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外） イ) 白せん、かいせん及び膿痂疹 ウ) 中耳炎 エ) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド（急性副鼻腔炎及びアレルギー性副鼻腔炎は対象外） オ) う歯（保険診療により治療できるものに限る） カ) 寄生虫病（虫卵保有を含む）
-----	--

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市児童生徒就学援助規則を補足するものとして、新たにこの要綱を定めようとするものである。

年度 就学援助申請書

島原市教育委員会 様

就学援助費を次の理由により受けたいので必要書類を添えて下記のとおり申請します。
また、審査にあたり世帯の資産もしくは収入の状況に関する資料を閲覧及び関係機関へ提供されることについて同意します。

					申請日		年 月 日	
申請者 (保護者)	住所	島原市			児童・生徒	学校名	島原市立 学校	
	7パート名等					学年	第 学年	
	ふりがな					ふりがな		
	氏名	印				氏名		
	電話番号		携帯電話番号			申請区分	1. 新規 2. 継続	
住居の状況		1. 持家 2. 借家(家賃月額 円)						
世帯の状況		※同居している方全員を世帯員として記入してください。						
氏名		続柄	生年月日	年齢	職業・勤務先・学校名(学年)		年収額	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
(申請理由)								
1. 次のいずれかの措置を受けた。								
ア 生活保護が廃止された。(年 月 日廃止・停止)								
イ 世帯員全員について市民税が非課税である。								
ウ 児童扶養手当を受けている。(児童扶養手当証書の写しを添付してください。)								
2. その他次のいずれかの場合								
ア 保護者の職業が安定しないなど世帯全員の収入が非常に少ないため学用品費等に不自由している。【基準額以下】 (申請時点で最新の世帯収入を証明できる書類(世帯の所得証明書)を添付して下さい。)								
イ 以上のほかの事情で学用品費等に不自由している。 (収入が減少していることがわかる書類(雇用保険受給資格者証や罹災証明など特別な事情を証明できる書類)を添付して下さい。)								
(上記申請理由について具体的に記入してください。(必須))								

(学校使用欄)				(教育委員会使用欄)			
申請受付日		(特に意見がある場合)		学校 確認 印		教育 委員会 確認 印	
年 月 日							
申請内容	適 ・ 否						
添付書類	適 ・ 否						

保護者 【保護者名】 様

(【学校名 学年 児童・生徒名】 年 月 日 当初認定分・認定分)

就学援助支給決定通知書

島原市教育委員会

教育長

年度における就学援助費について次のとおり支給することに決定したので通知します。

援 助 費 目	援 助 対 象		支 給 額	支給方法及び支給時期
学 用 品 費 通 学 用 品 費	小学校	1 年生		学期毎に保護者へ直接支給 第1学期学用品費： 4月末 第2学期学用品費： 9月末 第3学期学用品費： 1月末 新 入 学 用 品 費： 3月・4月
		2～6年生		
	中学校	1 年生		
		2・3年生		
新入学用品費	小学校	1 年生		新 入 学 用 品 費： 3月・4月
	中学校	1 年生		
校 外 活 動 費 (社会科見学活動費)	小学校	4 年生		(支給方法) 保護者の委任により、学校長へ支給し、 学校長から関係機関等へ支払い。 (支給時期) 実施前又は実施後
校 外 活 動 費 (宿泊学習)	小学校	5 年生		
	中学校	1 年生		
修 学 旅 行 費	小学校	6 年生		
	中学校	2 年生		
学 校 給 食 費	全 学 年			学校給食会へ直接支払い。
通 学 費	自宅から学校までの片道の 距離が小学校は 4km 以上、中 学校は 6km 以上あり、 交通機関を利用する場合 (学校長の許可を受けたもの に限る)			(支給方法) 本人又は交通機関へ直接支払い。 (支給時期) 利用前又は利用後
医 療 費	対象疾病にかかり学校から指 示を受け、医療券により治療 する場合 (う歯・慢性副鼻腔炎等)			(支給方法) 医療機関へ直接支払い。 (支給時期) 治療後

(特記事項)

- ・上記支給額は、4月1日認定の場合の額であり、年度途中で認定された方については、支給対象とならない場合、支給額が少なくなる場合があります。また、支給時期は、認定時期等により変更となる場合があります。
- ・社会科見学活動費、校外活動費及び修学旅行費は、参加した場合のみ支給対象となります。
- ・医療費は、学校の指示を受け、医療券を医療機関へ提出し、治療した場合のみ対象となります。
学校の指示(医療券の交付)を受けずに病院へかかる必要が生じた場合は、事前に必ず学校へ相談してください。
- ・区域外通学は、学校給食費、通学費及び医療費は、就学援助の対象となりません。
- ・教育委員会から保護者へ直接支給する援助費(学用品費・通学用品費及び新入学用品費)は、学校長の申し出により学校長への支給となる場合があります。
- ・異動(住所、姓、保護者の変更及び婚姻等による認定事由の変更等)が生じた場合は、すみやかに学校へ報告してください。報告を怠った場合、認定が取り消され、既支給分を返還いただくことがありますのでご留意下さい。
- ・各援助費の支給額は、支給日以後に通帳確認、又は学校からの通知にてご確認ください。

保護者 様
(学校 第 学年 生徒名)

島原市教育委員会
教育長

就学援助審査結果通知書

貴方から申請があった、 年度就学援助申請書を審査した結果、貴方の世帯は、本市が定めた認定基準に該当しないため、就学援助の認定ができませんでしたので、通知いたします。

なお、今後、就学援助を必要とする特別な事情が生じた場合は、学校長を通じ、改めてご相談ください。

注1) 今回の審査は 年分の世帯収入で判定しています。

注2) 特別な事情とは、家計維持者の死亡・長期療養・交通事故及び火災などで多額の出費があり、著しく生活が困窮した場合です。

第13号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則
の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和
31年島原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため、
この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
(教育長に対する委任事項) 第2条 略 (7) <u>教育次長</u>・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。	(教育長に対する委任事項) 第2条 略 (7) <u>教育長</u>・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の選任が、教育委員による合議から市長の任命へと改正されたため「教育長」を削るもの。 ・平成26年4月の機構改革（教育次長の教育総務グループ長の兼任が解かれ専任へ）に伴い、「教育次長」を加えるもの。

(参考)

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

昭和31年10月25日教育委員会規則第6号

改正

昭和40年4月1日教委規則第2号

平成2年4月1日教委規則第8号

平成20年3月3日教委規則第3号

平成22年3月30日教委規則第1号

平成25年10月24日教委規則第23号

平成27年4月1日教委規則第8号

平成28年9月29日教委規則第3号

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項に基き、島原市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。

- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

(委任事務の特例)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務のうち、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができる。

(臨時措置)

第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に報告しなければならない。

(委員会の会議への報告)

第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

- (1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議
- (3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- (4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）
- (5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任する規則（昭和28年島原市教育委員会規則第1号）は、この規則公布の日から廃止する。

附 則（昭和40年4月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月3日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教委規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委規則第23号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定は適用しない。

附 則（平成28年9月29日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 4 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の解職について

島原市奨学生審議委員会委員として、次の者の委嘱を解く。

職 名	氏 名	住所（学校所在地等）
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	島原市有明町大三東戊 1 3 2 7

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 森 本 和 孝

提案理由

島原市奨学生審議委員会は、奨学生の資格決定や償還の猶予・免除等を審議するための教育委員会の附属機関であることを鑑み、その構成員から教育長の委嘱を解こうとするものである。

(参 考)

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成29年7月13日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力	島原市先魁町1145-6	H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史	島原市下折橋町4520	H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	辻 法行	島原市本光寺町4353	H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子	島原市城内一丁目1213	H28.4.1～H31.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第一中学校長	北田 義久	島原市城内一丁目1222	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第二中学校長	北浦 幸三	島原市新山三丁目8916	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第三中学校長	高田 裕士	島原市梅園町丁2898	H29.4.1～H31.3.31
島原市立三会中学校長	濱田 好和	島原市下宮町甲2511-2	H29.4.1～H31.3.31
島原市立有明中学校長	八木 信也	島原市有明町大三東戊1535	H28.4.1～H31.3.31
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	島原市有明町大三東戊1327	H29.7.13～H31.3.31
計	12名		

(参考)

○島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

- 2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第6条 条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 各委員長は、審議委員会又はふるさと審議委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議事項）

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第13条の規定による奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第14条の規定による奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付に関する必要な事項
- 2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
- (1) 条例第15条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第18条の規定によるふるさと奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第19条の規定によるふるさと奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと奨学金の貸付に関する必要な事項
- 3 審議委員会及びふるさと審議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは各委員長がこれを決する。

第 15 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
長崎県立島原農業高等学校長	前田 竜彦	島原市下折橋町4520	H30.4.1～H31.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	H30.4.1～H31.3.31
島原市立第三中学校長	本田 昌孝	島原市梅園町丁2898	H30.4.1～H31.3.31
島原市立有明中学校長	矢島 和幸	島原市有明町大三東戊1535	H30.4.1～H31.3.31

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第9条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力	島原市先魁町1145-6	H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 竜彦	島原市下折橋町4520	H30.4.1～H31.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	H30.4.1～H31.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子	島原市城内一丁目1213	H28.4.1～H31.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第一中学校長	八木 信也	島原市城内一丁目1222	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第二中学校長	北浦 幸三	島原市新山三丁目8916	H28.4.1～H31.3.31
島原市立第三中学校長	本田 昌孝	島原市梅園町丁2898	H30.4.1～H31.3.31
島原市立三会中学校長	濱田 好和	島原市下宮町甲2511-2	H29.4.1～H31.3.31
島原市立有明中学校長	矢島 和幸	島原市有明町大三東戊1535	H30.4.1～H31.3.31
計	11名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第16号議案

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の解職について

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員として、次の者の委嘱を解く。

職 名	氏 名	住所（学校所在地等）
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	島原市有明町大三東戊1327

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森 本 和 孝

提案理由

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会は、奨学生の資格決定や償還の猶予・免除等を審議するための教育委員会の附属機関であることを鑑み、その構成員から教育長の委嘱を解こうとするものである。

(参 考) ふるさとへもどってこんね奨学生審議委員会委員名簿

(平成29年7月13日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力	島原市先魁町1145-6	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史	島原市下折橋町4520	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	辻 法行	島原市本光寺町4353	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子	島原市城内一丁目1213	H29.4.1～H32.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H29.4.1～H32.3.31
島原公共職業安定所所長	橋本 堅治	島原市片町633	H29.5.1～H32.3.31
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	島原市有明町大三東戊1327	H29.7.13～H32.3.31
計	8名		

(参考)

○島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさともどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさともどってこんね奨学生審議委員会を置く。

- 2 ふるさともどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、ふるさともどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第6条 条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさともどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 各委員長は、審議委員会又はふるさと審議委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議事項）

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第13条の規定による奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第14条の規定による奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付に関する必要な事項
- 2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
- (1) 条例第15条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第18条の規定によるふるさと奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第19条の規定によるふるさと奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと奨学金の貸付に関する必要な事項
- 3 審議委員会及びふるさと審議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは各委員長がこれを決する。

第 17 号議案

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
長崎県立島原農業高等学校長	前田 竜彦	島原市下折橋町4520	H30.4.1～ H32.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	H30.4.1～ H32.3.31
島原公共職業安定所所長	吉野 栄次	島原市片町633	H30.4.1～ H32.3.31

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第17条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

ふるさともどってこんね奨学生審議委員会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力	島原市先魁町1145-6	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 竜彦	島原市下折橋町4520	H30.4.1～H32.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	H30.4.1～H32.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子	島原市城内一丁目1213	H29.4.1～H32.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H29.4.1～H32.3.31
島原公共職業安定所所長	吉野 栄次	島原市片町633	H30.4.1～H32.3.31
計	7名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 18 号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市立三会小学校長	片山 勝也	島原市中原町乙1462	平成30年4月1日～

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第2条及び第3条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市教育委員会教育次長	伊藤 太一	島原市有明町 大三東戊 1327	平成29年4月1日～
島原市契約管財課長	中村 洋司	島原市下折橋町 3691-1	平成29年4月1日～
島原市農林水産課長	松田 敏明	島原市有明町 大三東戊 1327	平成27年4月1日～
島原市立三会小学校長	片山 勝也	島原市中原町乙 1462	平成30年4月1日～
島原市立三会中学校長	濱田 好和	島原市下宮町甲 2511-2	平成29年4月1日～
計	5 名		

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育次長・契約管財課長・農林水産課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 19 号議案

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市学校教育振興補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

島原市教育研究会補助金	教職員の自主的な研修を促進することにより本市小・中学校教育の振興を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	180 円 × 学級数	・ 島原市小学校教育研究会 ・ 島原市中学校教育研究会
-------------	--	-----------------	-------------	--------------------------------

」

を

「

島原市教育研究会補助金	教職員の自主的な研修を促進することにより本市小・中学校教育の振興を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	・ 島原市小学校教育研究会 ・ 島原市中学校教育研究会
-------------	--	-----------------	----------------	--------------------------------

」

に改め、

「

視聴覚教育研究費補助金	各・小中学校にて使用するソフト教材の購入や視聴覚担当職員の研修等	研究活動費	30 円 × 児童・生徒数	島原市学校視聴覚教育連盟
-------------	----------------------------------	-------	---------------	--------------

	を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。			
--	-------------------------	--	--	--

を

視聴覚教育研究費補助金	各・小中学校にて使用するソフト教材の購入や視聴覚担当職員の研修等を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究活動費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市学校視聴覚教育連盟
-------------	---	-------	----------------	--------------

に改め、

九州中学校体育大会サッカー競技大会開催地補助金	各県の代表校が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて大会を通して、体力の向上や技術の向上を図ることを目的とする。	九州中学校体育大会サッカー競技大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県中学校体育連盟
-------------------------	---	----------------------------	----------------	------------

を

九州中学校体育大	各県の代表校が一堂に会すること	九州中学校体育大会サ	予算の範囲内で市	長崎県中学校体育
----------	-----------------	------------	----------	----------

会サッカー 一競技大 会開催地 補助金	より、子どもたち 相互の親睦を図 り、あわせて大会 を通して、体力の 向上や技術の向上 を図ることを目的 とする。	サッカー競技 大会開催時 運営費の一部	長が認め る額	連盟
小学校外 国語活動 研究会補 助金	小学校教職員が外 国語活動研究を通 して、指導力の向 上を図ることを目 的とする。	研究活動費	予算の範 囲内で市 長が認め る額	島原市小 学校外国 語活動研 究会

」

に改める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

平成30年3月29日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市学校教育振興補助金交付要綱に新たに小学校外国語活動研究会補助金を加えるもののほか、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案					現 行					解説及び資料	
別表					別表						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者		
略					略						
島原市教育補助研究会金	教職員の自主的な研修を促進することにより本市小・中学校の振興を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	・島原市小学校教育研究会 ・島原市中学校教育研究会	島原市教育補助研究会金	教職員の自主的な研修を促進することにより本市小・中学校の振興を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	180円×学級数	・島原市小学校教育研究会 ・島原市中学校教育研究会		

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				解説及び資料	
別表					別表					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	
略					略					
視聴覚教育補助研究費	各・小中学校にて使用するソフト教材や視聴覚担当職員等の研修を通して、指導力を図ることを目的とする。	研究活動費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市学校教育振興教育連盟	視聴覚教育補助研究費	各・小中学校にて使用するソフト教材や視聴覚担当職員等の研修を通して、指導力を図ることを目的とする。	研究活動費	30円×児童・生徒数	島原市学校教育振興教育連盟	

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案					現 行					解説及び資料	
別表					別表						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者		
略					略						
小学校外国語活動研究会補助金	小学校教職員が外国語活動を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究活動費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市小学校外国語活動研究会							

第20号議案

島原市立小中学校の学校医の解職について

島原市立小中学校の学校医として、次の者の委嘱を解く。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備 考
学校医	松下太兵衛	男	88	島原市立第一中学校	平成30年3月 31日付辞任

平成30年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

辞 任 届

私儀

一身上の都合により、島原市立第一中学校医を辞任致したくお届けします。
(平成30年3月31日付)

平成 30年 3 月 19 日

住所 島原市新馬場町852番地2

氏名 松 下 太 兵 衛 

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝 様

第 2 1 号議案

島原市スポーツ推進委員の委嘱について

島原市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則（平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日教育委員会規則第 4 号）第 3 条及び第 4 条により委嘱しようとするものである。

島原市スポーツ推進委員名簿（計41名）

■任期（2年間） 自：平成30年 4月 1日
至：平成32年 3月31日

NO	地区	新	氏名	ふりがな	年齢	経験年数	住所
1	有明		松本 勇夫	まつもと いさお	64	25	島原市有明町湯江
2	〃		織田 義信	おりた よしのぶ	69	23	島原市有明町湯江
3	〃		永田 政澄	ながた まさすみ	59	23	島原市有明町大三東
4	〃		荒木 加奈子	あらき かなこ	64	19	島原市有明町湯江
5	〃		伊達 幸子	だて ゆきこ	51	8	島原市有明町大三東
6	〃		本多 孝治	ほんだ たかはる	46	4	島原市有明町大三東
7	〃		太田 恵久	おおた やすひさ	46	4	島原市有明町湯江
8	〃		水本 由紀	みずもと ゆき	45	2	島原市有明町大三東
9	〃		稲田 武	いなだ たけし	46	0	島原市有明町湯江
10	〃	新	中村 和章	なかむら かずあき	48	0	島原市有明町大三東
11	〃	新	大島 稔久	おおしま としひさ	46	0	島原市有明町大三東
12	三会		北浦 雄一	きたうら ゆういち	41	14	島原市洗切町
13	〃		福島 真一	ふくしま しんいち	46	6	島原市出平町
14	〃		橋川 好美	はしかわ よしみ	45	2	島原市寺中町
15	〃		堀島 大輔	ほりしま だいすけ	37	2	島原市広高野町
16	〃	新	渡辺 辰也	わたなべ たつや	38	0	島原市長貴町
17	杉谷		立山 元気	たてやま げんき	34	9	島原市立野町
18	〃		村里 昌美	むらさと まさみ	53	2	島原市下折橋町
19	〃		廣安 伸哉	ひろやす のぶや	31	2	島原市青葉町
20	〃	新	吉田 憲正	よしだ けんせい	43	0	島原市中尾町
21	〃	新	増田 繁一郎	ますだ しげいちろう	40	0	島原市本町
22	森岳		上田 三生	うえだ みつお	45	14	島原市上の町
23	〃		尾藤 豪洋	びとう ともひろ	51	10	島原市浦の川
24	〃		北野 美亜	きたの みあ	41	10	島原市中町
25	〃		永野 富士夫	ながの ふじお	59	9	島原市田町
26	〃		長谷 知佳	ながたに ちか	29	2	島原市城内三丁目
27	霊丘		中村 浩平	なかむら こうへい	60	10	島原市上の原一丁目
28	〃		村上 彰	むらかみ あきら	54	10	島原市高島二丁目
29	〃		森脇 久夫	もりわき ひさお	55	6	島原市高島二丁目
30	〃		本多 貴弘	ほんだ たかひろ	47	2	島原市弁天町一丁目
31	〃	新	水本 聖子	みずもと しょうこ	41	0	島原市中堀町
32	白山		廣瀬 朗	ひろせ あきら	64	20	島原市下川尻町
33	〃		上田 武寛	うえだ たけひろ	57	18	島原市西八幡町
34	〃		大町 伸子	おおまち のぶこ	49	10	島原市新山一丁目
35	〃		前田 泰秀	まえだ やすひで	40	6	島原市坂上町
36	〃		山田 智伯	やまだ とものり	44	4	島原市新山二丁目
37	安中		出田 春喜	いでた はるき	61	30	島原市船泊町
38	〃		大町 信広	おおまち のぶひろ	62	14	島原市門内町
39	〃		園田 正文	そのだ まさふみ	55	12	島原市大下町
40	〃		霜田 重男	しもだ しげお	54	10	島原市札の元町
41	〃		森川 志保	もりかわ しほ	46	2	島原市新湊一丁目

※年齢は平成30年4月1日現在

(参考)

○スポーツ基本法（抜粋）

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○島原市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 2 2 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原図書館協議会委員（任期：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

氏名	住所	年齢	年数	備考
山田 和子	島原市浦田二丁目7568-5	63	24年	社会教育の関係者
梅原 睦子	島原市有明町大三東戊1954	57	0年	家庭教育の関係者
山本 かすみ	島原市湊町281-2	55	12年	家庭教育の関係者
北田 貴子	島原市亀の甲町乙1650-4	50	9年	社会教育の関係者
広瀬 智子	島原市城見町4227	64	6年	社会教育の関係者
大隅 謙一郎	島原市桜町978	74	4年	学識経験のある者
山本 直子	島原市下の丁2003-1	48	4年	学校教育の関係者
吉岡 今日子	島原市弁天町一丁目107	57	3年	学校教育の関係者
				学校教育の関係者 (校長会選出)

(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関する庶務は、委員会事務局において処理する。

第 23 号議案

島原市少年センター規則の一部改正規則
正する規則

島原市少年センター規則（昭和 46 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「指導」を「業務」に改め、同条第 5 項中「補導、」及び「並びに関係機関、団体等との連絡」を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 2 項中「教育委員会」を「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「には、」の次に「島原市報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年島原市条例第 19 号）に規定する」を加え、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

少年センターの職員体制の変更に伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市少年センター規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(職員) 第4条 センターに所長、次長、指導監、相談員その他必要な職員を置く。 2 及び3 略 4 指導監は、センターの業務全般の事務を処理する。 5 相談員は、少年の 相談指導及び継続指導 にあたる。	(職員) 第4条 センターに所長、次長、指導監、相談員その他必要な職員を置く。 2 及び3 略 4 指導監は、センターの指導全般の事務を処理する。 5 相談員は、少年の 指導、相談指導及び継続指導並びに関係機関、団体等との連絡にあたる。 (指導監、相談員の勤務時間) 第5条 指導監、相談員の勤務は、原則として、1週間を通じて28時間とする。 (少年補導委員) 第6条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。 2 少年補導委員は、教育委員会 が任命し、又は委嘱する。 3 略 (少年補導委員の報酬) 第7条 少年補導委員には、少年補導委員には、 報酬を支給する。 2 前項の規定は、市の職員のうちから任命された少年補導委員には適用しない。 (委任) 第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	【第4条第4項及び第5項】 専任の指導監1人体制とし、相談員は社会教育指導員と兼務させることに伴い職務内容に関する規定を整備 【第5条】 勤務時間に関する規定を削除 【第6条】 定義規定の追加 【第6条第1項】 報酬の根拠となる条例名の追記 【第6条第2項】 市職員については、営利企業従事制限の申請手続きに基づき許可しているため規定の削除 【第8条】 条の繰り上げ

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第24号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

平成30年3月29日 定例会

(参考)

島原市少年センター規則（抜粋）

（少年補導委員）

第5条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

2 少年補導委員は、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員（任期１年「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」）

地区	番号	氏名	年齢	住所（職場等）	在職
三会	1	山口 正二	50	島原市油掘町丙763-2	15
	2	森本 誉介	50	島原市津吹町乙1285	6
	3	佐仲 公治	48	島原市中野町丙1346	6
	4	田浦 和幸	46	島原市下宮町甲1894	5
	5			(三会小)	
	6			(三会中)	
杉谷	7	林田 正剛	68	島原市本町甲186-1	19
	8	長田 和久	59	島原市山寺町丙843-2	3
	9	松本 久美	54	島原市本町乙502	4
	10	加納 文	47	島原市宇土町乙699	3
	11			(第四小)	
	12			(第一中)	
森岳	13	吉富 昭憲	70	島原市浦の川町1900	19
	14	野田 耕起	75	島原市城内2丁目1040-1	10
	15	松本 恭子	63	島原市城内2丁目1044	0
	16	陶山 裕介	70	島原市柏野町3171-2	6
	17	石本 法子	64	島原市柏野町2774-3	16
	18				
	19			(第一小)	
	20			(第一中)	
霊丘	21	松本 宗敏	67	島原市弁天町一丁目84	20
	22	林田 敏幸	67	島原市新町一丁目320	20
	23	森本 恵三	65	島原市新町二丁目288	8
	24	杉田 守	54	島原市白土町1902-4	2
	25	林田 洋一	47	島原市弁天町一丁目2	6
	26	吉田 真	46	島原市青葉町5412-3	1
	27			(第二小)	
	28			(第二中)	
白山	29	上田 すず子	63	島原市南下川尻町10	20
	30	内田 玉美	63	島原市西八幡町8439-1	24
	31	本多 平治	60	島原市西八幡町8545-15	11
	32	中田 博文	56	島原市浦田二丁目7567-15	5
	33	宇土 茂人	56	島原市浦田二丁目753	15
	34	中尾 明稔	54	島原市新山一丁目8606-7	7
	35			(第三小)	
	36			(第二中)	

地区	番号	氏 名	年齢	住 所	在職
安中	37	佐藤 信弘	70	島原市新湊二丁目丙1713	24
	38	園田 敏之	70	島原市秩父が浦町丁3501-15	4
	39	佐藤 良二	68	島原市大下町丙1315	2
	40	小鉢 博子	65	島原市新湊二丁目丙1721-4	8
	41	松崎 清晴	65	島原市新湊二丁目丙1989番地	4
	42			(第五小)	
	43			(第三中)	
大三東	44	田中 邦浩	51	島原市有明町大三東甲579-2	9
	45	宇土 国義	59	島原市有明町大三東乙577	13
	46	馬渡 清郎	58	島原市有明町大三東甲2167-1	11
	47	松本 信二	53	島原市有明町大三東戊936-1	13
	48			(大三東小)	
	49			(有明中)	
高野	50	本田 保久	57	島原市有明町大三東戊2723	13
	51	吉田 孝信	68	島原市有明町大三東戊3391-2	13
	52	森 敏正	37	島原市有明町大三東戊4252-1	1
	53	川内 得市	48	島原市有明町大三東戊2763-3	0
	54			(高野小)	
	55			(有明中)	
湯江	56	野口 和義	57	島原市有明町湯江丁1265	9
	57	森川 陽子	50	島原市有明町湯江丁683-6	4
	58	尾崎 正祥	49	島原市有明町湯江乙2524番地172	4
	59				
	60			(湯江小)	
	61			(有明中)	
高校等	62			(島原高校)	
	63			(島原高校定時制)	
	64			(島原農業高校)	
	65			(島原工業高校)	
	66			(島原商業高校)	
	67			(島原中央高校)	
	68			(島原青年会議所)	

第 2 4 号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市少年センター規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。